

令和3年度

統計エキスパート人材  
育成プロジェクト  
公募要領

文部科学省 研究振興局

令和3年4月

## 目次

1. 事業の概要	
(1) 背景・課題	1
(2) 目的	1
2. 公募の概要	
(1) 基本スキーム	2
(2) 対象機関	2
(3) 補助の内容	2
(4) 補助事業期間	4
(5) 選定件数	4
(6) 申請方法	4
3. 審査方法	
(1) 審査の体制	5
(2) 審査の手順	5
(3) 審査の観点	6
(4) 委員の遵守事項	7
(5) その他	7
4. 取組の実施	
(1) 計画書等の提出	8
(2) 補助金の交付	8
(3) 進捗状況の報告	8
(4) 中間評価の実施	8
(5) 事後評価の実施	8
(6) 成果等の管理	8
(7) 成果等の発表	9
5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募書類の作成・提出等について	
(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	9
(2) e-Rad を利用した応募方法	9
(3) e-Rad の操作方法等について	10
(4) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	11
(5) e-Rad からの内閣府への情報提供等について	11
6. 留意事項	
(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	12
(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	13

(3)	不正使用及び不正受給への対応	13
(4)	他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	15
(5)	関係法令等に違反した場合の措置	15
(6)	間接経費に係る領収書の保管について	15
(7)	繰越について	15
(8)	費目間流用について	15
(9)	年度末までの研究期間の確保について	15
(10)	社会との対話・協働の推進について	16
(11)	研究設備・機器の共用促進について	16
(12)	博士課程後期学生の処遇の改善について	17
(13)	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	19
(14)	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	19
(15)	若手研究員の多様なキャリアパスの支援について	19
(16)	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	20
(17)	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について	21
(18)	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	21
(19)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	22
(20)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	22
(21)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について	23
(22)	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	25
(23)	研究者情報の researchmap への登録について	26
(24)	データマネジメントプラン（DMP）の提出について	26
7.	スケジュール	27
8.	問合せ先	27

## 1. 事業の概要

### (1) 背景・課題

- ポストコロナ社会における研究のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の鍵となるデータの利活用のためには、統計的手法を駆使して大量のデータを分析・解析するための人材が必要不可欠であり、データ駆動型研究の推進に伴って、統計的素養を十分に有していないと対処できない課題（リアルタイムビッグデータ解析等）への対応の需要も増しています。
- しかしながら、他国における統計学部を有する大学数は米国などの他国に比べて、我が国は少なく、高度な統計学の専門知識を身に付ける場が非常に少ないという状況です。
- そのため、米国等に比べて、我が国において統計的手法を駆使して大量のデータを分析・解析するための人材は少なく、高度な統計学のスキルを有する人材の育成及び統計人材育成エコシステム（育成された人材が指導者となり持続的に人材育成を行うことができるシステム）の構築は急務となっています。

### (2) 目的

本事業は、Society 5.0の実現を目指す我が国において、機関の長等のリーダーシップの下、研究のDXやAIに必要なスキルを有する統計学のエキスパート人材を、人材育成プログラムと共同研究により育成し、Society 5.0の実証に不可欠なビッグデータやAI等のイノベーションに寄与する統計学を用いた他分野との融合領域の研究振興を図るとともに、育成されたエキスパート人材が大学等で核となり、統計学や融合領域に係る教育や活動の普及・展開を行う体制（統計エキスパート人材育成エコシステム（※））を構築することを目的とします。なお、本事業を通じ、①事業期間5年間で中核機関のシニア研究者等により少なくとも約30名の統計エキスパート人材を育成することと、②①で育成された人材が所属する各機関において更に人材を育成することにより5年間の事業期間も含め10年間で約500名の統計エキスパート人材を育成することを想定しています。

※「統計エキスパート人材」とは、データ分析等の基礎となる統計学の領域において、最先端の知見・技能を有し、高度な統計学の領域を含む研究を遂行する能力を有するとともに、大学院生をはじめ将来統計エキスパート人材となる人材に対して統計学の講義等指導を行える人材をいいます。

「統計エキスパート人材育成エコシステム」とは、シニア研究者等により育成された統計エキスパート人材が、育成後に、その所属する各大学等において、統計学に関する教育・研究の中核的役割を果たし、当該大学等において大学院生等の人材をさらに育成するという人材育成の好循環システムを意味します。

## 2. 公募の概要

### (1) 基本スキーム

本事業の実施に当たっては、以下を基本スキームとします。

- ・大学及び大学共同利用機関（以下、「大学等」）により、大学等における統計学の教育研究の中核を担う若手研究者の統計エキスパート人材としての育成と統計エキスパート人材育成エコシステムの構築を目的とするコンソーシアムを形成してください。
- ・コンソーシアムは中心的な役割を果たす「中核機関」と、コンソーシアムに参画し、中核機関と協働して事業を実施する「参画機関」から構成してください。
- ・中核機関及び参画機関は、それぞれ事業期間中の人材育成目標（人材像や人数を含む）を明確化しつつ、共同研究の活用等実践的な人材育成に取り組んでいただきます。
- ・事業終了後も統計エキスパート人材育成エコシステムを自立的に継続・発展させる体制を構築することを求めます。
- ・他の関連施策（「数理・データサイエンス・AI教育の全国展開」、「データ関連人材育成プログラム」）と連携しながら取り組むことを求めます。

本事業の公募においては、申請書類に記載いただいた統計エキスパート人材育成エコシステムの構築における構想を、本事業の「3. 審査方法」に基づき審査し、文部科学省において選定するコンソーシアムを決定します。

### (2) 対象機関

中核機関及び参画機関は、いずれも以下の要件を満たす機関を対象とします。

- i. 以下のいずれかに該当すること。
  - ・大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）
  - ・大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- ii. 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に該当していないなど、本事業を円滑に遂行するために必要な基盤を有していること。
- iii. 申請する機関の役員が、暴力団等の反社会的勢力の者ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

### (3) 補助の内容

#### ① 補助の上限等

- ・令和3年度における補助上限額は、総額31,200万円（間接経費（直接経費の3割）込み）とします。

- ・令和4年度以降の各年度の補助額は予算確保等の状況に応じて調整します。
- ・補助率は100%です。

## ② 対象とする取組

統計エキスパート人材育成エコシステム構築に必要な以下の取組を補助の対象とします。

### ○人材育成に関する取組

- ・統計エキスパート人材を育成するために実施する人材育成プログラムの開発
- ・指導するシニア研究者等（※1）と若手研究者（※2）との共同研究（※3）を通じた人材育成の取組
- ・人材育成プログラム等のもと育成される若手研究者が行う研鑽（学会発表等）に関する取組

等

（※1）「シニア研究者等」とは、統計学に広く精通しており、統計学研究者の育成経験が豊富かつ統計学以外の他分野との共同研究経験が豊富な研究者を想定。

（※2）「若手研究者」とは、助教、ポストドクター等を想定（「ポストドクター」とは、博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者（いわゆる「満期退学者」）のうち、任期付で採用されている者で、大学や大学共同利用機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第92条に基づく教育・研究に従事する職にない者をいう。）。

（※3）「共同研究」については、大学等において、統計学を基盤のひとつとして、統計学を活用する専門分野の若手研究者を育成するためのシニア研究者等との共同研究を想定。

### ○コンソーシアム構築に関する取組

- ・中核機関、参画機関によるコンソーシアムの立ち上げ、運営、活動等

## ③ 補助対象経費

- ・申請内容の実施に必要な経費については、「4. 取組の実施」に基づき、文部科学省から補助金として中核機関に交付します。
- ・補助対象となる経費は上記②の取組に係るものとし、具体的には例えば以下に示すものを想定しています。

- 中核機関における統計エキスパート人材育成を担うシニア研究者等の雇用経費（専任の者に限らず、既存職員のエフォート分（時間按分等による）の支出を含む）
- 人材育成プログラムの開発・実施のための経費
- 人材育成プログラム配信用サーバ等、プログラム実施に必要な施設・設備の購入、賃借や利用のための経費

- 育成される若手研究者とシニア研究者等との共同研究のための経費
  - 育成される若手研究者の人材育成プログラム等のもを行う研鑽（学会発表等）に関する経費
  - 参画機関において若手研究者が本来研究機関の職務として行うべき業務を代替するための経費
  - 中核機関におけるコンソーシアムの運営・実施業務を担当する業務担当者の雇用に係る経費（専任の者に限らず、既存職員のエフォート分（時間按分等による）の支出を含む）
  - 中核機関におけるコンソーシアムの運営・実施業務に必要な経費（コンソーシアム内会議のための経費、参画機関との通信費等）
- ※なお、育成される参画機関の若手研究者自身の人件費には当該予算は使用できません。

・上記の補助対象経費において、使用できる経費の区分（費目・種別）は、原則として、別表に示すものとします。

#### ④補助金に係る留意事項

補助金の財源は国の予算であるため「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）等に基づいた適切な経理を行うことのほか、補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

#### （4）補助事業期間

本事業の補助事業期間は最大5年間とします。なお、毎年度交付申請の手続きを行う必要があります。

#### （5）選定件数

1件程度を予定しています。

#### （6）申請方法

本事業への申請にあたっては、以下の方法で行ってください。

##### ① 申請の単位

コンソーシアム単位で申請してください。

一つの機関が複数のコンソーシアムの中核機関として重複して申請することはできません。ただし、他のコンソーシアムの参画機関になることは可能です。

## ② 中核機関及び申請者

本事業への申請は、中核機関が行ってください。申請者は、中核機関の長とします。

## ③ 申請書類

「統計エキスパート人材育成プロジェクト応募申請様式」を使用してください。

## ④ 申請期間

令和3年4月2日（金）～令和3年5月6日（木）17:00（期限厳守）

## ⑤ 提出方法

本公募では、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの応募情報の登録（提案書類のアップロード）が必要となります。e-Radの操作方法等については「5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募書類の作成・提出等について」を参照してください

## 3. 審査方法

### （1）審査の体制

本事業に申請されたコンソーシアムの審査は、文部科学省において、有識者等によって構成される「統計エキスパート人材育成プロジェクト推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の各委員による各機関からの申請書に基づく面接審査とその後の委員の合議により行います。

最終的な選定は、委員会の審査結果を踏まえ文部科学省において行います。

### （2）審査の手順

審査の手順は以下のとおりとします。なお、申請書の内容について、必要に応じて事前に質問し、回答を求める場合があります。

#### ① 面接審査

- ・面接審査は、中核機関がプレゼンテーションを行い、その後、当該プレゼンテーション及び申請書に基づき質疑応答を行うこととします。
- ・中核機関は、必要に応じて、参画機関とともに、面接審査を受けることができることとします。
- ・委員は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、後述の「（3）審査の観点」に基づき、審査を行い採点します。

#### ②面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果に基づく委員の合議により、選定候補のコンソーシアムを決定します。
- ・委員会は、申請書類の内容修正等を条件として、選定候補のコンソーシアムとすることができることとします。



### ③ コンソーシアムの選定

委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省においてコンソーシアムを選定します。

## (3) 審査の観点

### ①統計エキスパート人材の人材像

・統計エキスパート人材育成エコシステムの実現に向けて、本事業で育成する統計エキスパート人材の人材像は適切に考えられているか。

### ②育成計画・目標人数

・統計エキスパート人材の育成計画・目標人数は優れているか、また実現可能性があるか（シニア研究者等1名につき、最低でも統計エキスパート人材2名を2年間で育成することを想定）。

・育成された統計エキスパート人材による、育成後に所属する各機関における人材（大学院生を想定）の育成計画・目標人数は優れているか、また実現可能性があるか（育成された統計エキスパート人材1名あたり最低でも3名を1年間で育成することが現実的に実現可能な計画を求めます（想定している育成水準も含む））。

・上記計画を通じ、①事業期間5年間で中核機関のシニア研究者等により少なくとも約30名の統計エキスパート人材を育成することと、②①で育成された人材が所属する各機関において更に人材を育成することにより5年間の事業期間も含め10年間で少なくとも約500名程度の統計エキスパート人材を育成する計画となっているか、また、実現可能性があるか。

### ③コンソーシアムの体制・運営・活動

・中核機関がコンソーシアム全体の取組の進捗状況等を適切にマネジメントできる体制か。

・中核機関と参画機関の役割分担が効果的かつ効率的なものになっているか。

・コンソーシアムの活動がより多くの大学等への広がりを持つものとなっているか。

### ④人材育成プログラムの内容

・人材育成プログラムの内容は優れているか、また、実現可能性があるか

・特に、共同研究を活用した人材育成について、若手研究者とシニア研究者等との共同研究を適切に実施できる体制となっているか（マッチング、テーマの設定、進捗管理、成果公表等）。

### ⑤事業終了後における継続性

・事業終了後も統計エキスパート人材育成エコシステムを自立的に継続・発展する計画（参画機関の統計関連学部設置等の体制強化も含む）として優れているか。また、実現可能性があるか。

### ⑥関連施策との連携

・現在実施されている他の関連施策（具体的には「数理・データサイエンス・AI教

育の全国展開」「データ関連人材育成プログラム」との連携が効果的なものとなっているか。

等

#### (4) 委員の遵守事項

##### ① 利害関係者の排除

申請された中核機関及び参画機関との利害関係のある委員は、文部科学省における本事業の事務担当者にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の選定の議決にも加わることができないこととします。

##### <利害関係の範囲>

- ・ 申請者の申請書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・ 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に申請者から寄附を受けている場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に申請者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ・ 審査委員自身と申請者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ申請者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ・ 審査委員自身が、申請者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ・ その他、申請者（申請者が法人の場合はその役員、その他申請書の中の提案代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該申請者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

##### ② 秘密保持

委員は、審査の過程で知り得た内容について他に漏らしてはなりません。

#### (5) その他

- ・ 委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・ 審査の途中経過についての問合せには、応じられません。
- ・ 選定事業については、決定後、文部科学省のホームページ等を通じて公表いたします。
- ・ 委員については、審査の公平性等の観点から事業選定までは非公表とし、然るべき適切な時期に公表します。

#### 4. 取組の実施

##### (1) 計画書等の提出

選定された事業の中核機関は、補助金を交付されている実施期間中、毎年度、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。

##### (2) 補助金の交付

補助金の交付等については、別に定める交付要綱等に基づき行います。

##### (3) 進捗状況の報告

本事業の進捗管理については、文部科学省及び委員会において行います。中核機関は、補助金を交付されている実施期間中、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する成果報告書を作成し、文部科学省に提出してください。中核機関に対しては、アンケート調査等を実施する場合がありますので、その際は、ご協力願います。また、社会情勢の変化等も踏まえた取組の実施について進捗状況を把握するために、文部科学省及び委員が現地調査等を行う場合もあります。

さらに、事業最終年度以降も本事業に係る取組・成果等のデータを提出して頂く場合があります。本事業に関わった研究者等についても、事業最終年度以降も含め、報告を求める場合があります。

##### (4) 中間評価の実施

事業開始後3年度目に取組の進捗状況について中間評価を実施します。中間評価に当たっては、書面評価及びヒアリング、必要に応じて委員による現地調査を行うこととします。中間評価結果によっては、計画書の見直しを求めることや、補助額の減額や補助金の交付を取り消すことがあります。

##### (5) 事後評価の実施

実績報告書等に基づき、委員会において、事業最終年度の翌年度に事業の事後評価を実施します。事後評価に当たっては、書面評価及びヒアリングを行うこととします。

##### (6) 成果等の管理

参画機関と共同で研究・実証を行うにあたり、中核機関は、本事業の実施により発生する知的財産の管理や本事業の実施に係る品質の管理・保証について、責任ある対処を行う体制を構築してください。

## (7) 成果等の発表

本事業により得られた成果は、知的財産の保護等にご留意いただいた上で、国内外の学協会、マスコミ等に広く公表し、本事業で開発された試作品、製品等について説明・展示するスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、事業終了後、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。新聞、図書、雑誌又は論文等によって本事業で得られた成果を発表される場合は、文部科学省に事前にご連絡いただくとともに、本事業による成果であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

## 5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募書類の作成・提出等について

### (1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

### (2) e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は、中核機関が e-Rad を通じて行っていただきます。利用規約に同意の上、応募してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

#### ①e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

##### (i) 研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイトから研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### (ii) 研究者情報の登録

中核機関は研究開発課題責任者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究機関事務

代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

## ②e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

### <注意事項>

- (i) 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。(なお 10MB を超えるファイルは、アップロードできません。)
- (ii) 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。(e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。)
- (iii) 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- (iv) 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付学術基盤整備室まで連絡してください。

## ③その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読の上、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

## (3) e-Rad の操作方法等について

### ①e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。

### ②府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問合せ先

事業そのものに関する問合せは、文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付学術基盤整備室にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデ

スクにて受け付けます。本事業ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する問合せ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	文部科学省研究振興局参事官 (情報担当) 付 学術基盤整備室	TEL:03-6734-4080 FAX:03-6734-4077 jyogaku@mext. go. jp
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00~18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

### ③e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

### (4) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

### (5) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された事業に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

## 6. 留意事項

### (1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### ①不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。）の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ②過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

③不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

申請書の記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

(3) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

①研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加<sup>※1</sup>資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」という。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup>に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。



不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 <sup>※3</sup> (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から <sup>※4</sup> )	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を御参照ください。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

(4) 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、令和3年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和2年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下の URL を御覧ください。

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(5) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反した場合には、補助金の交付をしないことや補助金の交付を取り消すことがあります。

(6) 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

(7) 繰越について

事業の進捗に伴い、計画に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、翌年度への繰越を認める場合があります。

(8) 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

(9) 年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下のとおり対応しています。

- ①研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- ②会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。

③研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

(10) 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるために、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組みや多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

（参考）「第5期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

(11) 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革2019」（平成31年4月23日文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション

ョン会議)においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器については、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」

(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

- 競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\\_siyouuruu.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruu.pdf)

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

## (12) 博士課程後期学生の処遇の改善について

第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人におけるRA(リサーチ・アシスタント)等としての博士後期課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研

究費におけるRA等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日 科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本制度へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

・生活費相当額の給与水準（年額180～240万円程度）について、第5期科学技術基本計画では生活費相当額として年額180万円が想定されていることと、優秀な博士（後期）課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）の支給額を参考とし、生活に必要な額の範囲の目安として年額180万～240万円としています。

・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度<sup>※</sup>の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

（※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40万円以上45万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19～20日）の勤務時間（7時間45分～8時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。

・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。

・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

### (13) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日 文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成 31 年 2 月 25 日 文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

### (14) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 2 月 12 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。

### (15) 若手研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年 12 月 20 日 科学技術・学術審議会人材委員会）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)

において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公



募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

#### (16) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対応)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を御参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

(17) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）※の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを御参照ください。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

(18) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の応募に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、令和3年公募締切日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和3年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。



チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブサイトを示された提出方法の詳細とあわせ、以下のウェブサイトをご覧ください。）

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

#### (19) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

#### (20) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の応募に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、令和3年4月以降応募日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和3年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

(2 1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

① 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

② 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※）	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

③競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

④不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた事業名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

(22) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、中核機関の長は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

平成〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長  
(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

#### 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

#### (23) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

#### (24) データマネジメントプラン (DMP) の提出について

研究データの管理・利活用に関しては、「第5期科学技術基本計画」(平成28(2016)年1月22日閣議決定)及び「統合イノベーション戦略2020」(令和2(2020)年7月17日閣議決定)等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

このため、本事業においては、採択されたコンソーシアムに対し、交付申請時に、当該コンソーシアムにおける研究成果や研究データの保存・管理等に関するデータマネジメントプラン (DMP) の提出を求める予定です。

## 7. スケジュール（予定）

- ・ 公募開始： 令和3年4月2日（金）
- ・ 公募締切り： 令和3年5月6日（木）17：00（期限厳守）
- ・ 審査： 令和3年5月上旬～6月上旬
- ・ 選定結果の通知・公表： 令和3年6月上旬
- ・ 交付申請等： 令和3年6月
- ・ 交付決定： 令和3年7月

## 8. 問合せ先

本事業に関する問合せ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省のホームページも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ホームページにて周知しますので、ご注意ください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 研究振興局 参事官（情報担当）付学術基盤整備室

電話：03-6734-4080

E-mail：jyogaku@mext.go.jp

(別表)

項目	種別	備考		
直接経費	設備備品費	設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規定等によるものとします。		
	人件費	雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算出に当たっては、機関の給与規定等によるものとします。		
	事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規定等によるものとします。	
		諸謝金	外部協力者（実施機関に属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算出に当たっては、機関の謝金支給規定等によるものとします。	
		国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。	
		外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む。）に係る経費。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。	
		外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。	
雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発費等の役務の提供に係る経費。			

	事業実施費	会議開催費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規定等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支給できません。
		通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
		印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
		借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
		研究開発委託費、調査等委託費	業務の一部の委託に係る経費。
		保険料	本事業の実施に必要となる保険料。